

令和 7 年第 4 回東浦町議会定例会
一般質問通告一覧表 令和 7 年12月 4 日(木)・ 5 日(金)

日	順	開始時間	質問議員	質問事項
4 日 (木)	1	9 時10分	水野久子 (P. 3)	1 医療的ケア児の現状と受けられるサービス、災害発生後の避難等について 2 災害時における福祉支援体制の整備について
	2	10時10分	大川晃 (P. 5)	1 能登半島の激甚災害から学ぶ 本町の防災・減災対策について 2 イベント開催時における駐車場不足解消のためのイオン東浦駐車場とイベント会場間のシャトル運行について 3 記録的な猛暑を踏まえた公共施設における熱中症初期対応の強化と保冷剤の常備について 4 クーリングシェルターにおける熱中症初期対応の強化と保冷剤の常備について
	3	11時10分	間瀬宗則 (P. 9)	1 都市計画道路名古屋半田線、知多刈谷線の進捗状況は！ 2 担い手が育つ魅力ある農業に向けて町の施策推進は！
	4	13時00分	久松純志 (P. 12)	1 本町の地域共生社会の在り方と課題について
	5	14時00分	三浦雄二 (P. 14)	1 小中学校におけるタブレット端末の活用について 2 東浦町立保育園の今後のあり方（民営化の方針について） 3 軟骨伝導イヤホンの活用状況について
	6	15時00分	秋葉富士子 (P. 16)	1 実効性のある避難所体制について 2 プレコンセプションケアの取り組みについて
5 日 (金)	7	9 時10分	間瀬元明 (P. 19)	1 工事関係事務は今後どうなる 2 町内道路の舗装補修が先では！ 3 社宅取得支援の今後は
	8	10時10分	森靖広 (P. 22)	1 リチウムイオン電池の安全管理について 2 国際連携で拓くひがしうらの未来について 3 スポットワーク活用による地域雇用促進について
	9	11時10分	赤川操恵 (P. 25)	1 子どもたちの安心安全な学校生活をまもるために 2 アピアランスケアへの更なる支援を 3 リチウムイオン電池の回収に関する周知について

	10	13時00分	長坂知泰 (P. 28)	1 本町の「上下水道経営」を問う。 2 「第 20 回アジア競技大会・第 5 回アジアパラ競技大会」について問う。
	11	14時00分	北野興地 (P. 30)	1 更なる南海トラフ巨大地震対策の充実を 2 リニューアルした於大公園の利活用促進について
	12	15時00分	杉下久仁子 (P. 32)	1 手話施策推進法に基づいた本町での積極的な取り組みを 2 保育・子育ての切れ目ない支援を

質問順位 1 10 番議員 水野 久子（清流会）

1. 医療的ケア児の現状と受けられるサービス、災害発生後の避難等について

医療的ケア児とは、日常生活を送る上で、医療的なケアと医療機器を必要とする子どものことである。ケアとは具体的に、身体に気管切開部がある、人口呼吸器を装着している、痰の吸引が欠かせない、在宅酸素療法を受けている、胃や腸などから経管栄養を受けている、などがある。これらのケアは生きる上で不可欠なものであり、ケアの内容はそれぞれの持病や病状に応じて異なる。重症心身障害のある医療的ケア児は自分で体を動かすことや、意思の通りを見る、聞く、話すことが困難な場合があり、医療のケアとともに、起居や着脱の動作、食事の摂取、排泄、入浴など日常生活の介助を必要とすることがある。このような医療的ケア児が自宅で過ごす場合には家族（主に母親）が看護し、子どものケアと健康管理を一身に担っている。医療的ケア児の多くが出生後、手術や経過観察を経て NICU（新生児集中治療室）から退院する。退院後の生活場所については、子ども自身の身体状態と家族の状況によって、自宅で過ごすか、医療型障害児入所施設への入所または医療型短期入所施設の利用を選択することとなる。しかし、全国的に医療型障害児入所施設は常に満床の状況が続いており、退院と同時に入所することが極めて難しい。このような状況がある一方で、何よりも家族自身が子どもと自宅で暮らしたいという希望を持ち、在宅生活を選択することがある。（厚生労働省政策統括官付政策評価官室アフターサービス推進室より）

- (1) 近年、医療技術の進歩により、かつては入院治療が必要であった子どもが、在宅で家族とともに暮らすことができるようになってきました。一方で、日常的に医療的なケアを必要とする「医療的ケア児」と呼ばれる子どもが増えています。

令和5年度の調査によると、全国で約2万人を超える医療的ケア児が生活しており、本町においても、保健センターや学校、ふくし部局などで日々支援が行われているところです。医療的ケア児とそのご家族は24時間体制のケアや通院、就学支援など、多くの負担を抱えながら生活されています。そこで、次のことを伺います。

ア. 本町在住の医療的ケア児の人数を伺います。

イ. 医療的ケア児が本町で受けられるサービスを伺います。

ウ. 医療的ケア児支援法が2021年9月に施行されたことにより、改善された点を伺います。

- (2) 医療的ケア児とご家族にとって、日常生活だけでなく、「災害時の安全確保」が大きな課題となっています。停電による医療機器の停止や避難所での電源確保、衛生面やプライバシーの問題など、命に直結する深刻なリスクがあります。

ア．本町指定の福祉避難所である勤労福祉会館において、自家発電設備や非常用電源の設置状況を伺います。

イ．医療的ケア児家庭との平時からの情報共有、訓練といった取り組みは、どうなっているのかを伺います。

2．災害時における福祉支援体制の整備について

近年、各地で自然災害が頻発する中で、地域の防災、減災対策の重要性が高まっています。

特に高齢者や障がい者、乳幼児、要介護者など、支援を必要とする方々が災害時に安全に避難し、安心して生活できる体制の整備は、地域福祉の大きな課題です。

については、本町における「災害時の福祉支援体制」の現状と今後の取り組みについて次の点を伺います。

(1) 要配慮者の避難支援に関する現状と課題について

ア．要支援者名簿や個別避難計画の作成状況は順調に進んでいるのかを伺います。

イ．地域や民生委員、関係機関との連携はどのように行われているかを伺います。

(2) 福祉避難所の整備と運営体制について

発災時の開設判断や運営支援体制はどのように構築しているのかを伺います。

(3) 福祉関係者やボランティアとの連携強化について

ア．社会福祉協議会、福祉施設、地域包括支援センターなどとの平時からの協力体制はどうなっているのかを伺います。

イ．災害時福祉支援チーム（DWAT等）の受け入れ態勢や考え方を伺います。

(4) 平時の訓練、啓発について

ア．福祉避難所開設訓練や要支援者を含めた避難訓練の実施状況を伺います。

イ．住民への理解促進、啓発にどのように取り組んでいるかを伺います。

質問順位 2 6 番議員 大川 晃（親和会）

1. 能登半島の激甚災害から学ぶ 本町の防災・減災対策について

令和6年能登半島地震では、震度7という未曾有の地震とその後の豪雨災害により、被災地では長期避難・断水・道路寸断など、生活基盤の回復に長期間を要しています。

私は3泊4日で輪島市・珠洲市を中心に現地を訪れ、避難所運営や福祉避難所、受援体制の実情を直接伺う中で、多くの教訓を得ました。

この経験を踏まえ、本町でも今後起こりうる大規模地震や風水害への備えを改めて検証し、より実効性のある防災・減災体制を構築する必要があると考えます。以下について本町の見解を伺います。

(1) トイレ対策の強化について

災害直後、最も困ったのは「トイレの確保」であったと多くの被災者が語っていました。本町でもトイレカーの導入を予定していますが、激甚災害時には十分とは言えません。断水・停電が長期化した場合に備え、マンホールトイレや簡易トイレの追加整備など、多層的なトイレ確保策を検討すべきと考えますが、本町の見解を伺います。

(2) 受援体制の整備について

能登半島では、度重なる災害を経て「受援体制」が確立されていたため、他自治体や災害ボランティア、自衛隊との連携が円滑に行われていました。本町における以下の点について伺います。

ア. 他市町との相互応援協定および対口支援体制の現状と課題について伺います。

イ. 災害ボランティア組織との協力体制の構築状況を伺います。

ウ. 愛知県災害対策本部や自衛隊など、関係機関との「顔の見える関係づくり」の現状について伺います。

(3) 福祉避難所の運営と体制強化について

ア. 輪島市では発災当日に3か所の福祉避難所を開設できたと聞きます。本町では発災後、何日程度で開設可能と見込んでいるか伺います。

イ. 福祉避難所では、介護保険法と災害救助法で公費負担の区分が異なることから、要支援者と要介護者を分けて保護する必要があります。本町の運用方針を伺います。

ウ. 広域災害時には介助員確保が難しくなります。被災していない地域から応援介助員を受け入れる体制づくりについて伺います。

エ. 利用者の特性に応じて、高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児用など対象別の福祉避難所を設け、それぞれに「連絡員」を配置する体制が望ましいと考えますが、本町の見解を伺います。

(4) 避難行動要支援者に対する個別避難計画の推進について

ア. 発達障害者など情報理解に支援が必要な方の個別避難計画作成の進捗状況を伺います。

イ．平常時からの登録・計画づくりの重要性を丁寧に説明し、理解を得る取り組みが必要と考えますが、町の取組方針を伺います。

ウ．避難行動要支援者が避難所運営に慣れるためには、平常時からの参加型訓練が効果的と言われています。本町での訓練実施状況と今後の考えを伺います。

(5) 能登半島の災害では、「事前の備えと受援体制の有無」が被害の差を生むことを強く実感しました。

本町としても、「誰一人取り残さない防災」の実現に向け、今後の防災・減災計画の総点検を行う考えがあるか、本町の見解を伺います。

2. イベント開催時における駐車場不足解消のためのイオン東浦駐車場とイベント会場間のシャトル運行について

於大公園や三丁公園は、東浦町内でもイベント開催に適した広い公園であり、多くの町民や来訪者が集う場として期待されています。

しかしながら、両公園ともに自家用車の駐車台数が限られており、大規模な集客イベントの実施に際しては、来場者の利便性を損なう要因となっています。

一方で、東浦町はイオン株式会社と包括連携協定を締結され、町が協力・後援するイベントについては、主催者の申請によりイオン東浦の駐車場を利用することが可能となると考えられます。

しかし、イオン東浦から於大公園や三丁公園といったイベント会場までは徒歩移動となるため、高齢者や家族連れには負担が大きいという課題があります。

このため、イベント時に限り、イオン東浦の駐車場とイベント会場である於大公園・三丁公園などを結ぶピストン輸送（シャトルバス）運行の仕組みを検討すべきと考え、以下の点について伺います。

- (1) 於大公園および三丁公園の駐車場の収容台数と、イベント時における来場者数の実績・想定規模をどのように把握しているかを伺います。
- (2) 町が協力・後援するイベントにおいて、主催者が申請してイオン東浦の駐車場利用が認められた利用実績について伺います。
- (3) イオン東浦の駐車場と於大公園・三丁公園を結ぶシャトルバスを運行する場合、①運行主体（町・主催者・協定先企業など）、②費用負担、③安全確保（乗降場所や交通動線）の観点から、どのような課題や検討事項が考えられるか伺います。
- (4) 町内イベントの活性化や来訪者の利便性向上の観点から、町としてシャトル運行を支援する仕組み（補助金制度、運送会社との包括連携等）を検討できないか伺います。

3. 記録的な猛暑を踏まえた公共施設における熱中症初期対応の強化と保冷

剤の常備について

今年の夏は記録的な猛暑となり、東浦町内においても熱中症による救急搬送事案が多数発生しました。熱中症の重症化を防ぐためには、早期の体温冷却が不可欠であり、保冷剤を用いた応急処置は極めて有効であります。

については、町民の生命と健康を守るための万全な備えとして、町内の公共施設における応急処置用保冷剤の常備について、本町の見解と今後の対策を伺います。

- (1) 今年5月から9月までの熱中症統計期間において、半田消防署東浦支署に確認したところ、東浦町内で熱中症により救急搬送された人数は28人に上り、そのうち中等症と診断された方が3人でありました。

町として、この状況をどのように認識しているか。また、この搬送実績を踏まえ、現行の公共施設における熱中症対策について、初期対応の備えが十分であるか、町の見解を伺います。

- (2) 熱中症の応急処置では、首筋や脇の下など太い血管の通る部位を保冷剤で集中的に冷やすことが重症化防止に極めて有効である。町は、保冷剤常備が、応急処置の初期対応強化に資するという認識を持っているかを伺います。
- (3) 施設職員（会計年度任用職員や委託者も含む）への熱中症の応急処置方法の周知・研修について、どのような体制なのかを伺います。
- (4) ほとんどの公共施設がクーリングシェルターに指定されていると思われますが環境省が示す「クーリングシェルターの設置・運営に関する手引き」において、保冷剤の常備が例示されている。国が推奨するこの対策について、町はどのように受け止め、公共施設への保冷剤常備の導入を検討する意向があるのかを伺います。
- (5) 保冷剤（または瞬間冷却パック）を管理人が不在で一般開放される体育館や町営グラウンド等に常備すると良いと考えるが、適切な保管場所（例：冷凍設備や応急処置キット内）や在庫管理について本町の見解を伺います。

4. クーリングシェルターにおける熱中症初期対応の強化と保冷剤の常備について

昨年度、本町ではクーリングシェルターを設置いたしました。多くの住民が利用されたと思われますが、町内のクーリングシェルターに応急処置用保冷剤を常備すると良いと考えますが、本町の見解と今後の対策を伺います。

- (1) 今年度のクーリングシェルターの設置期間と設置数および利用状況を伺います。
- (2) クーリングシェルターにおける熱中症対策について、公共施設以外のクーリングシェルターでの熱中症に対する初期対応の備えが十分である

か、町の見解を伺います。

- (3) 国が推奨するクーリングシェルターへの保冷剤常備の導入を公共施設以外のクーリングシェルターで検討してもらうよう依頼する意向があるのかを伺います。

参考資料

福祉避難所の確保・運営ガイドライン 主な改定のポイント（令和3年5月）

■改定の経緯

「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」令和2年12月24日

<課題・背景>

○障害のある人等については、福祉避難所ではない避難所で過ごすことに困難を伴うことがあるため、一般避難所への避難が難しい場合があり、平常から利用している施設へ直接に避難したいとの声がある

○指定避難所として公表されると、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障を生ずる懸念があるため、指定避難所としての福祉避難所の確保が進んでいない（令和2年現在9,072箇所）等

改定の建言 指定福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入対象者を調整して、人的物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化する

主な改定内容（記載の追加）

○指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示（災害対策基本法施行規則の改正に伴う措置）

- ・指定避難所について、指定福祉避難所を指定一般避難所と分けて指定し、公示する
- ・指定福祉避難所の受入対象者を特定し、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であることを指定の際に公示できる制度を創設
- ※「高齢者」、「障害者」、「妊産婦・乳幼児」、「在校生、卒業生及び事前に市が特定した者」など受入対象者を特定した公示の例を記載
- 受入れを想定していない被災者が避難してくる懸念に対応し、指定福祉避難所の指定促進を図る

○指定福祉避難所への直接の避難の促進

- ・地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセス等を通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者を調整等を行う
- 要配慮者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促進する

○避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策

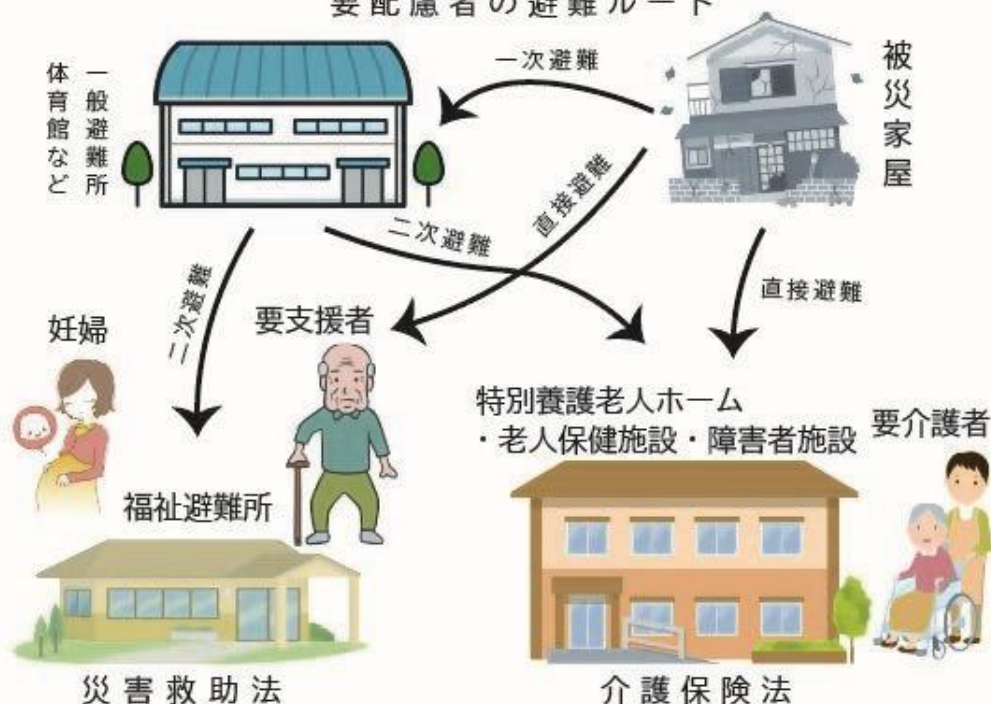
- ・感染症や熱中症対策について、保健・医療関係者の助言を得つつ、避難所の計画、検討を行う
- ・マスク、消毒液、体温計、（段ボール）ベッド、パーティション等の衛生環境対策として必要な物資の備蓄を図る
- ・一般避難所においても要配慮者スペースの確保等必要な支援を行う

○緊急防災・減災事業債等を活用した指定福祉避難所の機能強化

※社会福祉法人等の福祉施設等における自治体の補助金に対する緊急防災・減災事業債活用も可能に

内閣府
HPより

要配慮者の避難ルート



質問順位 3 9 番議員 間瀬 宗則（清流会）

1. 都市計画道路名古屋半田線、知多刈谷線の進捗状況は！

緒川新田まちづくりの中心事業となる都市計画道路名古屋半田線（以下「名古屋半田線」という）及び都市計画道路知多刈谷線（以下「知多刈谷線」という）については、議会定例会の一般質問で何度も取り上げてきました。

道路整備の経過として、平成 30 年 11 月 18 日に知多刈谷線に係る道路計画及び用地測量説明会が開催され、令和 2 年 1 月 26 日には、名古屋半田線に係る事業概要及び測量説明会が開催された。令和 4 年 5 月 16 日、17 日の 2 日間で名古屋半田線に係る道路計画及び用地測量の説明会が開催され、以降、県と町が連携して、知多刈谷線と名古屋半田線の 2 つの幹線道路の用地交渉が進められていると認識しており、取得済み用地の面積割合は、名古屋半田線 7 割超、知多刈谷線 8 割超（令和 7 年 6 月議会一般質問）との答弁でした。

また、幹線道路と接続する生活道路の整備の必要性に関して、町道新設の提案（令和 6 年 9 月議会）をしている経緯も踏まえ、現在の進捗状況と今後の着工時期や道路完成予定時期について、以下 5 点について質問します。

- （1）名古屋半田線、知多刈谷線の用地交渉について最新の状況を伺います。
- （2）名古屋半田線、知多刈谷線の工事着手時期と完了予定時期を伺います。
- （3）丸山、寿久茂の地域から名古屋半田線の計画交差点①へ出る場合に通過する狭い町道の拡幅や、同地区にある医療機関へ、緒川植山交差点方面から入ろうとすると中央分離帯があるので、計画交差点①で U ターンする必要がある対策として町道の新設を提案（令和 6 年 9 月議会）、及び町が計画していた（仮称）組田橋を断念したことによる新たな対策を含めて、現在の検討状況を伺います。
- （4）知多刈谷線は、2 車線で名鉄河和線を道路高架で超える計画と認識しているが、知多方面から丸山、寿久茂地域の出入りがスムーズにできる計画になっているのか伺います。
- （5）工事着手前に、道路計画の詳細、工事スケジュール、工事中の道路規制や安全対策などについて住民を対象に説明会の開催がされると思っていますが、どのような考えか伺います。

2. 担い手が育つ魅力ある農業に向けて町の施策推進は！

第 6 次東浦町総合計画第 2 期基本計画 4 生活・産業を支える基盤づくり（2）産業振興①農業振興の目標として「農地利用を最適化し、農業の担い手の育つまちをつくります」とある。目標を実現させるための取組みとして「取組①農業基盤の維持・整備」、「取組②農地の利用の最適化の推進」、「取組③農業経営と新規就農の支援」があげられている。

農業は、私たちの生活の基盤を支える重要な産業であり、食料安全保障、洪水の防止、雇用の創出や6次産業化による地域経済の活性化など、食糧供給にとどまらない多岐にわたる役割を担っている。本年3月には地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）が策定され、本年6月議会の他議員一般質問で町内6地区の農地の集積・集約状況の現状が答弁されている。全国的に人口減少が予測される中ではありますが、東浦町の農業人口を予測する上で参考となる「東浦町未来カルテ 2050」（脱炭素時代の地域の持続可能性を考える・千葉大学大学院人文社会科学研究科）によると、有効な施策が講じられなければ就業者数は2030年に、ほぼ半減（2015年比）する予測となっている。

農業は国の方針による影響が大きいですが、担い手が育つ魅力ある農業になるには、「経済的な安定」「働きやすい労働環境」「先端技術の活用とノウハウの共有」「地域社会とのつながり」が重要と考え、町の施策について、以下8点質問します。

- （1）東浦町における農業に関わる就業者数の推移と今後の見通しを伺います。
- （2）第6次東浦町総合計画第2期基本計画4（2）①の「取組の成果指標」として新規就農者の年間人数（累計）は、2017年度4人、2022年度10人、2028年度22人とある。実績と新たな施策を検討していることがあれば伺います。
- （3）農作業の効率化や省力化を進めることで、農業のイメージを変え、働きやすい環境を整備することは労働力の定着を促すことにつながる。町内でのスマート農業の導入事例や、今後導入を考える人への初期投資や技術習得への支援について、町として取り組む施策、課題への対応について伺います。
- （4）農作業の効率化や省力化は、温室効果ガスの削減となり地球温暖化防止対策につながる。最近、乾田直播という種籾を直接まいて稲を育てる稲作方法の技術が注目されているが、町内の取り組み状況と課題への対応について伺います。
- （5）米不足と生産コスト上昇による米販売価格の上昇は大きな問題としてクローズアップされている。地球温暖化の影響で、愛知県でも米の再生二期作の可能性が注目され始めており、今後研究・導入が検討されると聞くと、町内の取り組み状況と課題への対応について伺います。
- （6）転作は米の供給過剰を抑制するために国主導で始められたが、今では大豆や、デントコーン、飼料米などを栽培し、農地を多角的に活用することで、経営の安定化、農地の有効活用と収益性向上につながっていると認識している。近隣市町と比較した町内の転作の状況と、米不足といわれる中で、今後の取り組みの変化と課題について伺います。
- （7）経営強化と収益向上を目指した取り組みの一つとして新たな特産物の

開発支援やブドウなどの既存特産物の6次産業化支援があるが、町内の取り組み状況と課題への対応について伺います。

- (8) 地元の農産物を使った学校給食提供や、農業体験、収穫体験など地域住民との接点を増やして、農業の魅力を若い人に積極的に発信することが大切です。現在の取り組み状況と課題への対応について伺います。

【参考資料】

名古屋半田線・知多刈谷線のルート図



画像提供：Google Earth

資料提供：東浦町

【事業概要】

◆名古屋半田線

延長：約2.4km（東浦町：約1.2km、阿久比町：約1.2km）

幅員：22m（4車線・中央分離帯あり）

◆知多刈谷線

延長：約1.2km（鉄道高架影響部：約0.4km）

幅員：一般部23m（2車線）※知多市境から名古屋半田線区間

高架部11m（名鉄河和線道路高架）

質問順位 4 8 番議員 久松 純志（清流会）

1. 本町の地域共生社会の在り方と課題について

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し「人與人」「人と資源」が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。と「第2次東浦町地域福祉計画」に記され、「高齢」「介護」「障がい」「子ども・子育て」「健康増進」に関する福祉の分野別計画の上位・基盤計画として位置づけられています。

何故このような計画を作成しなくてはならなかったのか。従来の家族制度が個人の意思を尊重する傾向により崩れたことや、1990年代のバブル経済の崩壊、2011年の東日本大震災からの国内経済の長期の低迷により勤労者の賃金が上がらず、デフレ状態が継続。少子化傾向の中で、自己の将来不安等から晩婚化、未婚率の増加により、核家族化や単身世帯、特に、高齢者の単身世帯や高齢者夫婦・家族のみの世帯が増え、介護等に関する問題まで波及。経済の不安定さから生活困窮に陥るもの、核家族化による孤立などによる社会不安が原因であると思われます。

しかし、我々は自由に物事を考え、自分で判断し行動する、職業の選択、どこに居住するかの制約もありません。ゆえに、従来から自助が原則であり、困難な時も公助・共助に頼ることに、抵抗感を抱く方も多く存在すると考えます。

経済状況は変化しています。金利は今後上昇し、物価上昇は続き、景気も経済政策次第で好転すると考えます。経済の先行指標である、日経平均株価指数が5万円を超え大幅に上昇していることは、経験則において景気回復が予測されます。それがかえって経済格差の二極化を助長し、共生社会を今以上に困難とするかもしれません。

地域共生社会の実現のため、真に支援が必要な人の為、行政が果たすべき役割と課題について、以下のことを質問致します。

- (1) 本町の地域福祉からの地域共生社会に向けて、令和4年度からの具体的取り組みと、現時点で包括的支援体制が整備されているかについての見解を伺います。
- (2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性及び役割について伺います。
- (3) 年齢を重ねれば、要介護・要支援認定を必要とする状態になることは誰もが可能性を含んでいます。以前、約8割の方は介護サービスを受けずに生活しているとの推測をお聞きしました。

誰もが生まれ育った場所で長く生活できることが望まれます。

「地域包括ケアシステム」による専門家の支援の利用や、介護予防事業として高齢者の集いの場などに出かけることは有効と考えますが、特

定の人の負担により成り立ったり、多くの人の参加が見込めない現状についての見解を伺います。

- (4) 認知症や認知症予防に関し、本町は「東浦町認知症にやさしいまちづくり推進条例」を制定されています。認知症になった本人のみならず、世話をする関係者の負担も相当と推測されます。現状での本町の取り組みとその効果について伺います。
- (5) 予防医療の必要性について、健康を維持し、介護状態にならず日々過ごされることは、何よりの社会貢献と考えます。予防としての取り組みについて具体的事案と内容を伺います
- (6) 生活保護や生活困窮等により、支援を必要とする方々の現状と具体的対応について伺います。
- (7) 2020 年国勢調査では、高齢者単身世帯が 1,834 世帯、高齢者夫婦のみの世帯が 2,658 世帯とお聞きしました。現在はかなり増加していると思われませんが、支援が必要な方々を孤立させないで、どのように把握するのか、あるいは申し出を受けたのちに対処するのか伺います。
- (8) 支える側の人材について、定年の延長、高齢者になっても就労せざるを得ない社会情勢、若年層や生産年齢人口の地元地域活動への無関心など、地域のコミュニティ活動なども加入者の減少や、成り手の減少傾向の中、現状をどのように捉えているか伺います。
- (9) 多文化共生社会に向けて、外国籍住民も年々増加していますが、通訳の方を配置し、日本語教室等により本町に対する理解を深める施策を行っていることはお聞きしました。今後、定住・定着される方が増加すると思われます。令和 7 年 10 月末現在 1,815 人が在住とありますが、町民との共生の現状と今後について伺います。

質問順位 5 11 番議員 三浦 雄二（清流会）

1. 小中学校におけるタブレット端末の活用について

本町における教育環境の充実、地域社会全体の未来を支える重要な課題となっています。特に、急速に進展する ICT 技術の利活用は、これからの教育において欠かせない要素です。その中でも、学校現場のタブレット端末の活用は、児童生徒の学びを深め、学習の多様化や「教育のまち ひがしうら」が、個別最適化を図るうえで重要な意義を持つものと考えています。これに関連して、議会もタブレット端末の導入を進めており、行政と一体となったデジタル化の推進にも努めています。

そこで、小中学校におけるタブレット端末の活用状況について質問いたします。

(1) 授業での活用状況について

ア. タブレット端末の導入後、児童生徒の学びの質は具体的にどのように変化しているか見解を伺います。

イ. 授業以外の場面で、タブレット端末が活用されている例はあるのか伺います。

ウ. 教員は、タブレット端末を活用した授業を行うにあたり、専門的な研修やサポートを受けているのか伺います。

(2) 個別最適化学習への活用について

本町が掲げる「個別最適化学習」には、タブレット端末がどのように活用されているか伺います。

(3) 運用上の課題点について

ア. 学校でタブレット端末を活用する中で、具体的にどのような課題があるか伺います。

イ. 現時点の課題を踏まえ、今後のタブレット端末の活用を、どのように改善していく予定か伺います。

2. 東浦町立保育園の今後のあり方（民営化の方針について）

本町は、2028 年度から森岡西・緒川新田・石浜の 3 園を対象に、民営化を進める方針を示しています。本町が民営化を進める上で、地域とのつながりがどう維持されるのかが課題であると考えています。また、保育の質の確保等、慎重な検討が求められているものと認識しています。そこで、以下の点について町の考えを伺います。

(1) 民営化の目的について

本町が民営化の目的として示している三つの要素「多様な保育ニーズへの対応」、「保育士不足の解消」、「運営費等の効率化」のうち、最も重要視している要素は何か伺います。

(2) 民営化の進め方について

ア. 森岡西・緒川新田・石浜の 3 園を対象とした理由を伺います。

イ. 「無償貸付・無償譲渡」で進める方針によるリスクをどのように精査しているのか伺います。

(3) 子どもの最善の利益について

ア. 民営化に伴う保育士の入れ替えは、子どもへの心理的影響が心配であるが、どのように対応する考えなのか伺います。

イ. 子どもの最善の利益と町の財政健全化の両立を目指すという趣旨は理解します。しかし、民営化の進め方次第では、地域に根ざした公的保育の信頼が損なわれるおそれもあります。本町として公共性を守りながら保育の質を確保し、誰もが安心して子どもを預けられる保育園運営をどのように進めていくのか、所見を伺います。

3. 軟骨伝導イヤホンの活用状況について

窓口対応の場面において、視覚的・聴覚的に困難を抱える方々への配慮を、公共の場でどのように向上させるかは、私たちの重要な課題であります。軟骨伝導イヤホンについて、これまでに議会でも取り上げ、2025 年2月に導入されました。新しい技術を活用した取り組みであり、大変評価しています。その効果や課題をぜひ検証し、今後に役立てたいと考えております。そこで、以下の3点についてお伺いします。

(1) 活用状況について

窓口に設置された軟骨伝導イヤホンの現在の活用状況については、ふくし課と税務課に置かれていますが①利用回数、②利用者の年代を伺います。

(2) 課題と改善策について

軟骨伝導イヤホンの運用に関して、現場で感じられる課題や改善の余地がある点について、例えば設置場所、効果的な使い方の周知、技術的なトラブルなど、どのような課題が見られるのか。また、それに対する改善策を伺います。

(3) 今後の展開について

今後、この軟骨伝導イヤホンの設置拡大や、さらに他部所に設置していくのか伺います。

質問順位 6 5 番議員 秋葉 富士子（公明党東浦）

1. 実効性のある避難所体制について

本年 9 月政府の地震調査委員会は、南海トラフ巨大地震の今後 30 年以内の発生確率を「80%程度」から「60～90%程度以上」とする新たな発表をしました。しかしながら、南海トラフの状況は変わったわけではなく、巨大地震への備えは引き続き推進していかなければなりません。加えて地球温暖化の影響による気象変動で、台風災害、豪雨災害、風水害等は激甚化、頻発化しており、そこにも備えが必要です。

本年 11 月 6 日、7 日と総務委員会で兵庫県北淡震災記念公園、大阪府枚方市へ視察にまいりました。北淡震災記念公園では平成 7 年 1 月 17 日に発生した兵庫県南部地震を引き起こした野島断層のずれを現存したものを見学し、自然の脅威を目の当たりにしました。地震を体験した語り部の話を伺い、防災の基本を学ぶこともできました。また枚方市では、平成 30 年 6 月 18 日にマグニチュード 6.1、震度 6 弱の大阪北部地震を経験されたことから、様々な防災の取り組みをされており、本町の参考になることも多々ありました。

さらに本町では災害に備え、毎年各地区で自主防災会等による避難、防災訓練が実施されています。私もそれらに参加しながら、住民の皆様から災害時の備えに対する声を伺う機会があります。総務委員会の視察の調査、また住民の現場の声から、今回は特に実効性のある避難所体制が重要と考え、質問いたします。

(1) 指定避難所について

本町の防災マップによると、災害が発生した場合、住民は身を守るために一時的に指定緊急避難場所に避難することが記されています。その後、自宅が安全ならば、そこで避難し、安全でないと判断した場合に、職員によって安全確認された指定避難所へ避難すると理解しています。

ア. 防災マップには各地区の指定緊急避難場所及び、指定避難所が記されていますが、指定された経緯について伺います。

イ. 緒川新田地区の葵ノ荘団地では、災害の種類によって、東浦葵ノ荘公園が指定緊急避難場所に、東浦葵ノ荘集会所が指定避難所になっています。しかし、標高が比較的低く、水路が近くにあることから、住民から安全性を心配する声が聞かれますが、本町の見解を伺います。

ウ. 近隣の民間施設との連携を強化し、災害時の緊急避難のための協定を結ぶことについて、本町の見解を伺います。

(2) 情報配信について

災害時、正確な情報を迅速に確実に住民に配信することは大変重要です。

ア. 特に情報配信の方法として同報無線と町公式 LINE が重要だと考えますが、それぞれのメリット、デメリットについて伺います。

イ．本年 9 月 1 日防災の日に町公式 LINE を災害モード（訓練）へ切り替えましたが、その目的、今後の予定について伺います。

ウ．他の議員から円滑な避難所運営への支援としてデジタル技術の活用について質問があり、答弁に「書かない窓口システム」を活用して「避難所入退室管理システムの導入」とありましたが、進捗状況について伺います。

（３）車中泊避難場所について

本町では令和 6 年 2 月に車中泊避難所を 4 か所指定しました。その中の新田グラウンドを諸事情により、指定を取り消しました。しかし、指定避難所での生活に不安のある住民、ペットと同伴避難したい住民などから車中泊避難のニーズがあると考えます。西部地区に新たな車中泊避難場所を指定することについて、本町の見解を伺います。

（４）キッチンカーの活用について

令和 6 年 12 月内閣府は避難所運営等避難生活支援のためのガイドラインを改定しました。その中に温かい食事の提供との記述があります。災害時に炊き出し等の実施のため、キッチンカーの団体との支援協定を結ぶことについて、本町の見解を伺います。

（５）要配慮者等の福祉施設への直接避難について

要配慮者等の福祉施設への直接避難について、令和 5 年第 1 回定例会、令和 6 年第 1 回定例会で質問しました。また他の議員の同様の質問の答弁では「施設関係者等の意見を聞きながら検討を進めていく」とありましたが、その後の進捗状況と課題について伺います。

２．プレコンセプションケアの取り組みについて

国は令和 7 年 5 月 22 日、「プレコンセプションケア推進 5 か年計画」～性と健康に関する正しい知識の普及と相談支援の充実に向けて～を策定しました。プレコンセプションケア（以下「プレコン」と略す）とは妊娠前ケアと直訳されますが、健康な妊娠・出産を目指すケアとされ、近年では若い男女の健康を目指す取り組みというより広い意味で捉えられるようになっていきます。

本計画が策定された背景には、少子化、不妊の増加、また若い世代の健康課題等があると考えられます。日本では平均初婚年齢、初産年齢が上昇し、妊娠時の年齢が高くなっています。年齢が上がると自然妊娠の確率が低下し、不妊治療を受ける人が増加しています。不妊治療を経験している夫婦は厚生労働省によると 4.4 組に 1 組。日本産科婦人科学会によると 2023 年に体外受精等の「生殖補助医療」で生まれた子供は 8 万 5,048 人で出生児の約 8 人に 1 人に相当します。また若い女性の痩身（BMI18.5 未満）が増加しており、低出生体重児、子どもの将来の生活習慣病のリスク増大が懸念されています。一方で若い男性の肥満や喫煙率の高さが、男性の妊

孕力（妊娠させる力）に及ぼす影響も指摘されています。このような背景から若い男女の健康を目指す取り組みとして本計画が策定されたと理解しています。

また本町では生まれてくる赤ちゃんと妊婦さんの健康をサポートすることを目的に「東浦町妊婦医療費補助制度」を実施しています。生まれてくる赤ちゃんの健康をサポートすることは大変評価できる取り組みですが、その前の段階の妊娠期からの若い男女の健康をサポートする「プレコンセプションケア」に取り組むことも重要だと考えます。そこで「プレコンセプションケア推進5か年計画」をもとに質問いたします。

（1）本計画の「Ⅲ．今後5年間の集中的な取組」について

本計画は主に都道府県を中心にした自治体、企業、教育機関の取り組みが策定されていますが、本町でできる取り組みについて伺います。

ア．性や健康に関する正しい知識の普及と情報提供

イ．プレコンに関する相談支援の充実

ウ．プレコンに関する医療機関等における相談支援の充実

（2）本計画の「Ⅳ．おわりに」の5項目目に「そうした支援を活用して、希望する都道府県や市町村が、国のプレコンセプションケア推進5か年計画も参考に、地域の実情に応じた『地方版推進計画』を策定し、計画的に取組を進めることが期待される。」とあります。このことについて、令和8年3月策定予定の「第3期東浦町いきいき健康プラン 21」との関連も含めた本町の見解を伺います。

質問順位 7 15 番議員 間瀬 元明（新政クラブ）

1. 工事関係事務は今後どうなる

建設業は、従事する労働者の減少や労働者の年齢の高齢化など、さまざまな課題に直面しており、昨年、国では公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律が施行されています。

昨年6月には、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律が改正されました。一部は、すでに施行されている内容もありますが、本年12月までに、すべての内容が施行される見込みです。法律改正の概要としましては、「労働者の処遇改善（賃金の賃上げ）」「資材高騰に伴う労務費へのしわよせ防止（資材高騰分の転嫁）」「働き方改革と生産性向上（労働時間の適正化）（現場管理の効率化）」となっています。

また、工事や契約に関する事項として、令和7年第1回（3月）定例会において、議員提案により、「東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例」を一部改正しました。

これは、近年の物価及び人件費の変動等を総合的に勘案し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に係る予定価格の下限額を引き上げたものです。

具体的には、議会の議決に付さなければならない契約に係る予定価格の下限額を「5,000万円」から「9,000万円」に引き上げたもの、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分に係る予定価格の下限額を「1,000万円」から「2,000万円」に引き上げたものです。

令和6年第4回（12月）定例会で、工事等の契約などにおいて、時勢に即した対応が求められると考え、質問いたしました。改めて見解等を伺います。

- (1) 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律が、本年12月にすべて施行されることに伴い、本町として対応する事項など、見解を伺います。
- (2) 令和6年第4回（12月）定例会において、工事関連の書類の電子化にする考えを伺いました。その際は、「各種工事書類につきましても、しかるべき時期に電子化を進めてまいりたいと考えております。準備としましては、例えばクラウド等の準備、そういった準備が整った段階で進めてまいりたいと考えております。」という答弁をいただきました。現時点における状況、見解を伺います。
- (3) 令和6年第4回（12月）定例会の一般質問の答弁で、「国は随意契約の地方自治法施行令第167条の2第1項1号に定める、いわゆる少額随意契約の限度額を1982年10月から130万円から改正しておりません。現状から乖離しているとの考えから、本町は内閣府に対して改善要望を提出しております。」とのことでしたが、現時点における状況、見解を伺

います。

- (4) 同じく令和6年第4回(12月)定例会の一般質問の答弁では、工事等の金額区分に関して、金額区分に関する町内部での取り決め(規則・要綱・要領など)の改正を行っているのか伺いました。

答弁では、「金額区分の見直しにおいては、東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に規定する議会の議決に付すべき契約の金額など、町全体での見直しを検討していく必要があると考えております。」との答弁でした。

現在、議会の議決に付さなければならない金額は改正された状況であります。その後、町で金額区分に関する町内部の取り決め(規則・要綱・要領など)の改正を行ったのかなど、現状認識や見解を伺います。

2. 町内道路の舗装補修が先では！

令和7年度予算の庁舎管理費において、役場庁舎アスファルト舗装打替工事が計上され、11月上旬に敷地内の舗装が実施されたところです。「東浦町公共施設再配置計画」では、役場と半田消防署東浦支署の複合化について、2034年から2043年の10年間に整備する方向性が示されています。役場北側用地の有効活用などについて、これまで一般質問を行ってきましたが、現状を含めて改めて確認いたします。

- (1) 役場庁舎アスファルト舗装打替工事の目的、内容、金額を伺います。

また、財源に国や県の補助などはあるのか伺います。

- (2) 役場敷地内の舗装よりも、本町の道路などで舗装が傷んでおり、舗装することが良いと思われる場所がありますが、バランス等は考慮しているのか伺います。

- (3) 令和6年第2回(6月)定例会の一般質問において、「地区拠点整備の優先順位の変更、社会情勢の変化や他の複合拠点整備の進捗状況により、役場庁舎と半田消防署東浦支署の複合化のスケジュールが前後する可能性はあります。」との答弁をいただきました。

現時点において、スケジュールの前後の可能性などはないか伺います。また、このアスファルト打替工事は、新たな複合施設の建物の位置を踏まえて施工したものか伺います。

3. 社宅取得支援の今後は

本町の人口は、本年10月末現在49,736人で、第6次東浦町総合計画における2025年の人口は推計47,727人であることから、推計よりも上回っている状況ではありますが、本年4月末現在49,794人で、この半年間では58人減少しています。

私は、令和7年第2回(6月)定例会において、人口減少対策への一助として「三世代近居等定住促進補助金の継続」について質問しましたが、

どの自治体も人口減少は同じ課題です。

町長ロードマップ「7 たくさんの人を引き寄せるまちへ」「（１）移住者の獲得」「適切な宅地開発で住まいを提供するとともに企業のサテライト拠点や社宅の誘致を進めます」「172 番 企業の社宅等の取得に向けた支援を検討します。」とあります。

人口減少対策として、一定の支援は必要と考えますが、課題等も多くあると思われることから現状を確認させていただきたく、質問いたします。

- （１）企業の社宅等の取得に向けた支援の目的を伺います。また、「支援」とは具体的にどのような内容を考えているのか伺います。
- （２）今までの実績状況として、「町内企業を訪問、ヒアリング、情報収集、ニーズ調査を実施」とあり、どのような企業を訪問するのかを始め、実施に向けて課題が多くあると思われます。実績や現状を伺うとともに、課題や実現性はあるのか見解を伺います。

質問順位 8 1 番議員 森 靖広（高志会）

1. リチウムイオン電池の安全管理について

スマートフォンやモバイルバッテリー、電動自転車、コードレス家電など、リチウムイオン電池を搭載した製品の普及が急速に進んでいます。その一方で、こうした電池が一般ごみに誤って混入され、収集車や処理施設で発火・発煙する事故が全国で多発しており、自治体にとって深刻な安全管理上の課題となっています。また、分別が複雑化する中で住民の理解が追いつかず、誤廃棄が増加する傾向も見られます。県内においても同様の状況が認められ、多くの自治体が啓発動画の制作、専用回収ボックスの設置、家電量販店との連携強化など、対策に取り組んでいます。県としても、循環型社会の推進と安全確保を図るため、正しい分別と回収ルートの整備を進めているところです。本町においても、ごみ処理施設や収集車での火災・発煙事案は重大なリスクであり、住民の安心・安全を守る観点から、適切な回収体制の整備と効果的な周知啓発が求められます。本町ではこれまで、環境課窓口や資源回収ステーションでの回収、小型充電式電池リサイクル制度（JBRC 制度）の案内、広報紙や自治会回覧による啓発などを進めてきました。しかし、日常生活の電化が一層進む中で、より身近な媒体による情報発信や、回収拠点の見える化・利用しやすさの向上など、世帯全体への理解促進が今後ますます重要になると考え以下について伺います。

- (1) 誤廃棄の主な原因は「回収場所が分かりにくい」「製品に電池が内蔵されている認識が薄い」点にあると考えます。本町でも同様の傾向だと思いますが、こうした構造的課題をどう分析し、誤廃棄ゼロに向けた根本的な対策をどのように考えているか伺います。
- (2) 県内でも収集車火災が複数発生しており、本町においてもヒヤリハットの蓄積が懸念されます。火災発生のリスク評価をどのように行い、発生時の対応手順、職員・委託先への周知、安全装備の強化など、具体的な発生防止策について伺います。
- (3) リチウムイオン電池の回収は家電量販店、ホームセンター、ドラッグストアなど民間事業者の協力が不可欠ですが、JBRC 制度を踏まえ、町として協力店の拡大・見える化・周知強化を体系的に進める考えがあるか伺います。
- (4) 従来の広報紙・回覧板だけでは若年層や働く世代に情報が届きにくい現状があります。町公式 LINE、短編動画、アニメーション、回収拠点の地図化など、DX を活用した分かりやすい周知方法、適切な廃棄方法について消費者への周知を徹底することを提案しますが本町の見解を伺います。
- (5) リチウムイオン電池が今後も普及していくと想定されるが、町内で回収場所を拡大する予定があるか伺います。

2. 国際連携で拓くひがしうらの未来について

近年、自治体を取り巻く環境は大きく変化しております。人口減少、産業構造の転換、デジタル化や脱炭素化の潮流、そして国際情勢の変化。これらは地方自治体においても、外部環境を踏まえた政策形成力と、将来世代に向けた戦略的投資が求められる時代となりました。とりわけ、「グローバルな視点を持ち、地域で活躍できる人材育成」や「国際的な知見を取り入れた産業振興」「多文化共生による地域力向上」は、地方の持続可能性に直結する重要課題です。本町においても、令和7年度ふるさと納税の使い道のうち「子どものチャレンジを応援するための事業」として世界で学び、挑戦する若者が世界へ挑戦しました。これは、町長が掲げる「挑戦する町」「選ばれる町」を実装する上で、極めて意義のある第一歩です。今こそ本町として、国際施策を点から面へ、イベント型から政策プログラム型へ転換し、明確な目標・ロードマップ・KPIを設定した政策フェーズに移行すべき局面であると考えます。近隣では、大府市が国際交流協会を通じ教育・市民交流を体系化し、東海市は産業連携によるグローバル展開支援、知多市は青少年国際育成モデルを継続的に実行しています。

共通するのは、行政単独ではなく、市民・学校・企業・大学との連携による共創型国際戦略であり、費用対効果と継続性を担保した施策展開です。本町においても、若者人材の育成と地域産業の競争力、そして多文化共生による地域コミュニティの強化を同時に進める必要があります。今後、本町における国際施策が、地域社会の再活性化、未来人材の創出、そして町のブランド力向上へ着実に接続していくよう、地域の未来につながる取り組みを期待し以下伺います。

- (1) 国際連携の意義と本町のビジョンについて、現在は国、海外都市等と交流を持っているか伺います。
- (2) 本町として他国、都市と交流を広げるため、現状どのような取り組み、アプローチを行っているか伺います。また、取り組みを通じて見えてきた課題は何があるか伺います。
- (3) 本町が取り組んでいる国際交流事業はどのようなことがあるか伺います。また、町内にも様々な国のルーツを持った住民がいますが更に国際交流を密にする事業や施策を提案しますが見解を伺います。

3. スポットワーク活用による地域雇用促進について

少子高齢化や働き手不足が深刻化する中、民間企業ではICT技術を活用し、短時間・単発で働ける「スポットワーク」サービスが急速に普及しています。オンライン上で働きたい人と、労働力を求める事業者をリアルタイムでマッチングする仕組みは、多様なライフスタイルに対応した就労機会の創出に寄与しており、柔軟な働き方の選択肢として注目されています。本町においても、子育て世代やシニア、学生、介護等で長時間勤務が難し

い方、さらには副業ニーズの高まりなど、働き方の多様化が進んでおります。一方、事業者側では、飲食・小売、介護、農業、イベント運営など、多くの分野で人手不足が顕著となっています。このような状況を踏まえ、自治体としてこうした短時間就労マッチングサービスを地域の雇用補完策として捉え、事業者への周知や活用支援、さらに町内イベントや公共施設の一部業務での試行など、地域ニーズに応じた活用を検討することは、地域経済の活性化や住民の就労機会拡大に資するものと考えます。

- (1) 本町の産業における人手不足の現状をどのように把握し、特に短期・単発就労については、企業の需要に対する本町の対応状況を伺います。
- (2) スポットワークサービス等に関して、町内事業所や事業者から本町に要望又は相談があるか伺います。
- (3) 本町は今後スポットワークサービス等を導入し、町内事業所や事業者へ支援していく予定はあるか伺います。

質問順位 9 4 番議員 赤川 操恵（公明党東浦）

1. 子どもたちの安心安全な学校生活をまもるために

子どもたちが毎日安心して学校に通い、のびのびと学べる環境を整えることは、私たち大人に課せられた大切な責任です。ところが近年、全国各地の学校やその周辺で不審者による事件が相次いでおり、子どもたちの安全が脅かされるケースが後を絶ちません。今年5月には、東京都立川市の小学校に男2人が侵入し、教職員5人が負傷する事件が発生しました。教職員の迅速な判断と連携により児童の安全は守られましたが、「開かれた学校」のもとでの防犯の難しさが、改めて浮き彫りとなりました。

本町においても、学校周辺での不審者情報が度々寄せられており、その度に保護者や地域の皆さまは不安を感じています。こうした状況から、子どもたちの安全を守るためには、学校・家庭・地域・行政が一体となった防犯体制の構築が一層求められていると考えます。

そこで登下校時を含めた学校生活全体における不審者対策の現状と課題を確認し、安全対策の強化について伺います。

（1）登下校時の不審者対策

登下校時は、子どもたちが一人や少人数になることも多く、特に注意が必要と考えます。現在、子供たちが安全に登下校できるよう、交通安全指導員による通学路の安全確保、PTA やスクールガードによる見守り、こども 110 番の家等、さまざまな取り組みが進められています。そこで以下について伺います。

ア. 本町における過去5年間の学校周辺や登下校時での不審者の発生状況と、その対応を伺います。

イ. 学校と地域（PTA、スクールガード、自治会等）の連携による不審者対策の取り組みの状況と、課題をどの様に考えているか伺います。

（2）防犯ブザーの活用について

子ども自身が危険を感じたときに、すぐに助けを呼べるようにすることは、とても大切だと考えます。子供たちが自ら危険を知らせる手段として防犯ブザーを持たせる保護者も少なくありません。また、防犯ブザーを支給する自治体も増えています。そこで、以下の点を伺います。

ア. 知多5市4町及び刈谷市の防犯ブザーの支給状況を伺います。

イ. 子どもたちが自らを守り、周りに危険を知らせる手段として、防犯ブザーの支給をしてはと考えますが見解を伺います。

（3）学校での不審者対策について

本町の小中学校は構造上、誰でも簡単に出入りができるつくりになっています。子どもたちが安心して学べる学校環境を守るために、校内での不審者対策としてハード面・ソフト面の両面からの安全対策が必要と考え、以下の点について伺います。

ア. 学校内での不審者対策と防犯対策（防犯カメラの設置や校内の巡回、

オートロックシステムの整備等)の現状を伺います。

イ. 子ども自身が危険を察知した時に、適切に行動できるようにするための防犯教育の実施状況を伺います。

ウ. 学校・保護者連絡ツール tetoru を使った不審者情報の提供に対して保護者からのご意見を伺います。

2. アピアランスケアへの更なる支援を

本町では令和4年度より、がん治療によるウィッグや乳房補整具の購入費用の一部を補助する、「東浦町がん患者アピアランスケア支援事業補助金制度」が導入され、がん患者の社会復帰および生活の質(QOL)の向上を支援してまいりました。しかしながら、がん治療に伴う外見の変化に対する支援は多岐にわたり、現行制度では十分に対応しきれていないケースもあると考えられます。がん患者の中には、鼻や耳を失った方もおり、日常生活に大きな困難を抱えているという切実なお話も伺っています。

近年、千葉県成田市、埼玉県和光市、長野県軽井沢町など、エピテーゼ等の補整具を助成対象に加える自治体が増加しています。エピテーゼとは、悪性腫瘍や外傷等の要因による身体の欠損を補うため、体に装着する人工の補てつ物です。医療用シリコン等を使用し、がん治療等により失われた身体の一部、例えば鼻、耳、指、乳房などの外見的欠損を補う人工の装具です。外科的手術を必要とせず、人体の形状や質感、血管、ほくろなどを精巧に再現できる点が特徴であり、エピテーゼの装着によって、患者が自信を持って社会復帰するための大きな支えとなっています。

一方で義手、義足や、眼球摘出後の眼窩(がんか)エピテーゼなど、一部のエピテーゼは健康保険の適用対象となっていますが、鼻、耳、指、乳房等のエピテーゼは美容目的とみなされることが多く、保険適用外となるのが一般的です。そのため、制作費用のほとんどが自己負担となり、高額な費用負担は、社会復帰を望む患者にとって大きな障壁となっています。

「今まで通りの社会生活を送れるだろうか」という不安を支え、尊厳と自立を支えるアピアランスケアは、がん患者の社会参加を促進する上で重要な支援であると考え以下の点を伺います。

- (1) 東浦町がん患者アピアランスケア支援事業補助金制度導入後の各年度における利用状況を伺います。
- (2) がん患者の外見の変化による心理的・社会的影響に対する本町の考えを伺います。
- (3) 今後の支援拡充として、エピテーゼ(人工装具)を補助対象に加える考えがあるか伺います。

3. リチウムイオン電池の回収に関する周知について

近年、全国各地のごみ収集車やごみ処理施設において、リチウムイオン

電池が原因とみられる火災が相次いで発生しています。東部知多クリーンセンターにおいても 2019 年 2 月 3 日にリチウムイオン電池が原因と推定される火災が発生。消防による消火活動により約 1 時間後に鎮火したものの、復旧には約 2 か月を要しました。また、今年 9 月 25 日未明には、東京都杉並区のマンションでモバイルバッテリーが原因とされる火災が発生し、住人 8 名が負傷するという重大な火災事故も報告されています。

こうした事例は、私たちの暮らしの身近なところに潜むリスクを改めて浮き彫りにしており、本町においても、住民の皆様の安心・安全を守るために、火災の未然防止に向けた取り組みを一層強化する必要があると考えます。

そのためには、住民の皆様が「これはリチウムイオン電池に該当するのか」「どうやって捨てればよいのか」といった判断を適切に行えるよう、分かりやすく具体的な情報提供が不可欠であると考えます。

実際に住民の方からは、「捨て方や回収場所が分からない」といった声が寄せられております。またスマートフォンやパソコン、モバイルバッテリー、ハンディファン、加熱式たばこなど、見た目では判断が付きにくい製品が増加する中で、家電製品に内蔵されたリチウムイオン電池の誤廃棄が懸念されています。

このような「気づかぬうちの誤廃棄」を防ぐためには、単なる文字情報での周知にとどまらず、視覚的・感覚的に伝わる工夫が求められます。ホームページを見られない方向けには、たとえば、写真付きのチラシの配布、回収対象品の実物展示。また、広く周知を図るために動画による説明など「自分が持っているものが該当する」と直感的に理解できるような周知方法が有効ではないかと考え以下の点について伺います。

- (1) リチウムイオン電池の現在の回収方法と回収場所を伺います。また、住民からの問い合わせや誤廃棄の件数を伺います。
- (2) 住民の皆様の安心・安全を第一に考え、火災リスクの低減と適正な廃棄行動の促進を図るためにも、リチウムイオン電池の誤廃棄を防げるような、視覚的・感覚的に伝わる方法で広く周知を行う事についての考えを伺います。

質問順位 10 12 番議員 長坂 知泰（新政クラブ）

1. 本町の「上下水道経営」を問う。

東浦町の上下水道事業は、町民の生活を支える重要なライフラインとして、また、生活環境の向上などに、これまで非常に重要な役割を果たしてきた。しかしながら、その経営については、近年では水需要の減少による収入減の他、今後増加する老朽化施設・管路等の更新は急務となっており、将来にわたって安定的に事業を継続するため、中長期的な視点から経営の健全化と経営基盤の強化を図ることが必要となってきた。

本町の下水道事業においては、令和元年度から公営企業法の適用に移行。同事業は、令和6年度から10年間の経営戦略に基づき計画を遂行しており、令和7年3月6日の東浦町水道事業及び下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の答申に基づき令和8年4月1日より下水道使用料の引き上げが決定。また、水道事業については令和2年度から10年間の東浦町水道事業ビジョン（東浦町水道事業経営戦略）に基づき計画を遂行しており、令和7年3月に中間見直しを行っている。水道事業についても審議会は令和7年8月より水道料金の適正化について検討を始めており、令和8年3月には答申を行う予定である。そこで質問する。

- (1) 令和7年3月6日の下水道使用料の適正化についての審議会答申によれば、令和8年度からの使用料引き上げの他、令和11年度あるいは流域下水道の負担金やその他の状況によってはそれ以前に、今回の使用料改定の効果を検証し、経費回収率100%達成に向けた議論が必要である、と書かれている。これは3年以内の再度の下水道使用料引き上げを示唆するものか伺う。
- (2) 経費回収率を指標とするには、そのもととなる経費についての検証が重要である。本町の上下水道事業の経費の額及び経費率と県内における位置づけについて伺う。
- (3) 水道事業については審議会が令和7年8月より水道料金の適正化について検討を始めており、令和8年3月には答申を行う予定であるが、経営健全化に向けたロードマップ通りに下水道使用料引き上げの同一年度に水道料金の引き上げを行う予定であるのか伺う。
- (4) 水道事業については令和7年度予算時点で前年比2名増員、26,754千円程の経費増加となっている。審議会は民間で一般に行っている事業全体の多角的な視点から経費削減等に言及するのではなく、水道料金の引き上げの検討のみを行う行政委員会であるのか伺う。
- (5) 審議会は、水道料金の適正化についての開催目的として、経営戦略において令和13年度に収益的収支がマイナスに転じ、資本的収支の補填財源が消滅することを要因としてあげているが、水道事業は、令和6年度決算で現金預金を11億1千2百51万6千円、投資有価証券を13億9千4百74万5千円保有している事業である。本町は水道事業の経営内容に

関しどのような認識を持っているか伺う。また、こうした留保資金は資本的収支の不足分を補填するしか法制度上できないのか伺う。

- (6) 上下水道経営にとって民間委託や広域化の推進は不可欠と考えるが、現在、半田市、大府市、知多市、東浦町で水道料金調定システム等の共同化の運用が協定締結されている。今後の、経営の一体化や事業統合などの有無も含め課題と展望についてご所見を伺う。

2. 「第 20 回アジア競技大会・第 5 回アジアパラ競技大会」について問う。

アジア 45 の国と地域が参加するアジア最大のスポーツの祭典、アジア競技大会及びアジアパラ競技大会が愛知県及び名古屋市を開催都市として開かれる。アジア競技大会（令和 8 年 9 月 19 日（土）～10 月 4 日（日））は、アジア・オリンピック評議会（OCA）の主催で 4 年に 1 度開催されるアジア最大の総合スポーツ大会であり、日本では昭和 33 年（1958 年）に東京、平成 6 年（1994 年）に広島で開催されて以来、32 年ぶり 3 度目の開催である。また、アジアパラ競技大会（令和 8 年 10 月 18 日（日）～10 月 24 日（土））は、アジアパラリンピック委員会（APC）の主催で 4 年に 1 度開催されるアジア最大の障害者の総合スポーツ大会であり、日本では初めての開催である。そこで質問する。

- (1) 本町におけるアジア競技大会・アジアパラ競技大会と連携した取組は、現在どのようなになっているのかご所見を伺う。
- (2) このような国際的な大会が近隣で開催される事を好機と捉え、積極的なスポーツを通じた国際交流の機会を創り、グローバル人材の育成を図るべきと考えるがご所見を伺う。
- (3) 愛知県はアジア競技大会・アジアパラ競技大会を活用した地域活性化ビジョンを掲げ、この大会を一過性のものとせず、公正・公平な大会運営を通じて、愛知県全体のブランド力を高め、地域活性化につなげていく事を目指しているが、本町の取り組みを伺う。

質問順位 11 13 番議員 北野 興地（新政クラブ）

1. 更なる南海トラフ巨大地震対策の充実を

今年 4 月 1 日付け、中日新聞朝刊の一面に「南海トラフ死者最大 29.8 万人」「内閣府新想定 対策進まず微減」との記事が大見出しで載っています。その内容は、「駿河湾から九州沖まで延びる海溝（南海トラフ）で、マグニチュード 9 級の南海トラフ巨大地震が発生した場合、最悪で 29 万 8 千人が死亡するとの新たな被害想定を、内閣府中央防災会議の有識者会議が 3 月 31 日に発表した。前回 2012 年の想定は 32 万 3 千人で、対策が十分に進まなかったことなどから微減となった。」となっている。

また、中部 7 県の最大死者数の内訳として、「愛知県は建物倒壊 1 万 4,000 人、津波 2,900 人、急傾斜地崩壊 40 人、火災 2,000 人で合計約 1 万 9,000 人」との記載もある。

更に、今年 9 月 27 日付け、中日新聞朝刊の一面に大見出しで「『南海トラフ確率併記、60～90%以上、20～50%』、地震調査委員会 80%から修正」との記事が載っている。その記事は、「政府の地震調査委員会は 9 月 26 日、南海トラフ地震で 30 年以内にマグニチュード 8 以上が発生する確率を、これまでの『80%程度』から『60～90%程度以上』に修正した。従来とは別の地震評価手法で算出した『20～50%』という発生確率も併せて発表。地震発生 of 切迫度は、いずれの手法でも最高の『Ⅲランク』で従来と変わりはない。」となっている。そこで、以下について伺います。

- (1) 上記新聞記事の内容を受けて、本町としての南海トラフ巨大地震に対する東浦町新被害想定等への認識及び今後の同地震対策を伺います。
- (2) 今年の 9 月 28 日、東ヶ丘自主防災会による防災訓練が実施され、私も自主防災委員として参加しました。組長 96 名、自主防災委員 26 名の合計 122 名が参加し各組長による各世帯の安否確認報告後に集会所に集合し、3 グループに分かれて、各グループがそれぞれ消火・応急処置訓練、資機材取扱訓練、AED 訓練、炊出し・緊急給水訓練をローテーションして行い、各防災委員は、分担を決めて各組長へのアドバイス等を実施しました。

緊急給水訓練時に、複数の組長さんから「地震などによって断水した場合、町の応急給水体制はどのようになっているのか」との問い合わせがありました。

そこで、地震等による断水時の本町の応急給水体制の現状と課題及びその対策について伺います。

- (3) 令和 3 年 12 月発行の「東浦町防災マップ・保存版」の南海トラフ地震の震度分布図には、「町内では震度 6 強～7 の非常に強い揺れが予想されています。」との記載があり、本町の地震等災害発生時における町民への「備え」についての働きかけの強化が必要と考えます。

因みに、前記東ヶ丘自主防災会防災訓練後の「日頃の備え」についての組長アンケート結果（回答者 64 名）によれば、非常食料・飲料水の準備 39%、非常持ち出し袋の用意 27%、簡易トイレなどの準備 22%、連絡手段の確認 20%、家具の固定 16%でした。

そこで、本町では、町民の「自助としての備え」の実施状況は把握できているのか、またその結果からの課題や町民への「自助としての備え」への働きかけの方策を伺います。

- (4) 本町の最新の食糧・飲料水等の防災用備蓄品の状況及びスーパーやドラッグストア等運営企業との連携協定による防災用備蓄品等の状況を伺います。

2. リニューアルした於大公園の利活用促進について

東浦町監査委員の令和 6 年度東浦町決算等審査意見書第 8 むすびの後段において、「於大公園再整備工事は、2021 年に工事着工し、2026 年 3 月の工事完了を目指して進行している事業である。本工事には 4 年間で約 11 億 5 千万円の費用を要しており、おおよそ財源の 5 割が国庫補助金によって賄われ、4 割が事業債、残り 1 割が町の負担となっている。事業債残高の増加は将来の財政負担に直結するため、その影響を見極めつつ、返済計画を含めた適切な財政運営に努める必要がある。健全な財政の維持と事業効果の両立を図ることが重要である。今後、この整備事業を最大限に活かし、地域の魅力をさらに高めるには、人を呼び込むための具体的な方策を検討することが必要である。於大公園再整備後の利用促進や地域活性化に向けた取り組みに知恵を絞り、住民と来園者双方の利益を生み出し、町の持続可能な発展につながるよう努められたい。」と記されている。そこで、以下について伺います。

- (1) リニューアルした於大公園内には、従前どおり「このはな館」があり、今後も各種イベント等で利活用されていくものと考えているが、「このはな館」の使用にあたってのルール等を伺います。
- (2) リニューアルした於大公園を町内外にアピールするためのポイント及びその情報発信の手段方法等について伺います。
- (3) リニューアルした於大公園を利活用し、人を呼び込むためのイベント等が今後予定されているのであればその内容と、来年度、於大のみちの整備も進められることとなっており、於大公園を中心とした「2028 年の於大の方生誕 500 年」に向けたイベント等の計画の有無及び計画が有れば、その内容等について伺います。

質問順位 12 2 番議員 杉下 久仁子（日本共産党ひがしうら）

1. 手話施策推進法に基づいた本町での積極的な取り組みを

手話を使用する人にとって日常生活や社会生活を営む上で、手話は言語その他の重要な意思疎通のための手段です。

手話に関する基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにすること、手話に関する施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策とあわせて、手話に関する施策を総合的に推進することを目的として、手話に関する施策の推進に関する法律（以下、手話施策推進法という）が国会で今年6月18日に全会一致で可決し、同月25日に公布、施行されました。

手話施策推進法の中には、手話に関する施策が第6条から第18条にかけて明文化されています。この中で、地方自治体での取り組みが書かれている項目は次の通りです。（第6条関係）手話を必要とするこどもの手話の習得の支援、（第7条関係）学校における手話による教育等、（第8条関係）大学等における配慮、（第9条関係）職場における環境の整備、（第10条関係）地域における生活環境の整備等、（第11条関係）その他の手話の習得の支援、（第12条関係）手話文化の保存、継承及び発展、（第13条関係）国民の理解と関心の増進、（第14条関係）手話の日、（第15条関係）人材の確保、等があります。

今回の手話施策推進法が制定されたことをふまえ、今後の本町での取り組みについて以下に質問します。

- （1）手話施策推進法に基づく手話に関する施策で、地方自治体の取り組みが求められていますが、本町での現状や、今後の取り組みを伺います。
- （2）手話を使用する人の中には、きこえない・きこえにくい人や話すことの難しい人がいます。災害時での避難を呼びかけるアナウンスが聞こえない、また音声による避難支援を求めることが難しい場面が想定されますが、その対応方法を伺います。
- （3）本町では、過去の議会でも他議員の一般質問で手話言語条例の制定について提案されてきましたが、大きな動きはありませんでした。今回の法律が施行された機会において、手話言語条例や障害の特性に応じたコミュニケーション手段利用の促進に関する条例の制定も必要ではないかと考えますが本町の見解を伺います。

2. 保育・子育ての切れ目ない支援を

- （1）町立保育園での3歳児教育認定児受け入れ停止に対するフォローを

今年3月に策定された「東浦町立保育園の今後のあり方について」の方針や慢性化する保育士不足により、町立保育園が変わっていきます。

その一つが、3歳児教育認定児の受け入れ停止です。今年の保育士の自己都合退職者に対し、応募者数が例年以上に減り、退職見込み人数を

補充できる見込みが立たないことから、2026 年度からの受け入れ停止が決定しました。

この変化によって受けられる予定だった制度が受けられなくなる家庭、親子が出てしまっても、よりよい保育・子育て支援のまちとは言えないと考えます。そうした心配を抱える保護者からの相談を受け、質問します。

ア．来年度の教育認定児・保育認定児の予測される人数と待機児童発生の可能性、あわせて保育体制を伺います。

イ．保育士がいらない中で受け入れ人数を維持することは困難だと承知しています。しかし、例えば入園要件や発達要件に当てはまらないものの、3 歳児となる上の子が私立幼稚園に通うには発達のでこぼこがあるため難しく、さらに下の子が乳児の保護者にとって、上の子の預け先がないことへの子育ての不安、孤立感が大きいとの声があります。そうした家庭の子どもも町立保育園で受け入れられないか、または届けられる支援はどういったものがあるか伺います。

(2) 5 歳児健康診査の実施による幼児期から学童期への切れ目ない支援について

こども家庭庁では、2025 年度から発達障害等の可能性を見極めるために有効となる 5 歳児健康診査（以下「5 歳児健診」という）の普及に取り組むことが決まっています。また、発達障害だけでなく言語や運動、筋肉の発達等の問題がないか気づくきっかけにもなります。

日本小児科医会のマニュアルによると、5 歳児健診でチェックする内容は「身体発育状況」「栄養状態」「精神発達の状況」「言語障害の有無」「育児上問題となる事項の確認」（生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等）「その他の疾病及び異常の有無」の 6 項目となっています。

健診を受けることによって心身や社会性の発達段階がわかり、その子に合う支援、見守りが可能となることで、就学時検診やその後の学校生活により良い影響を与えたとの視点から、次の点を質問します。

ア．こども家庭庁では、2028 年度までに 5 歳児健診の実施率を 100%にするという目標を掲げていますが、東浦町での今後の取り組みについて伺います。

イ．5 歳児健診の普及は必要と述べましたが、発達障害の早期発見のみに焦点をあてるような広報、周知では、心配や不安が大きくなり健診を受けない選択をする人も出てくると考えられます。

現在は任意による個人で健診を受ける状況ですが、周知方法を伺います。

ウ．こども家庭庁では 5 歳児健診における留意事項として「健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児に

ついて、就学前までに適切に療育につなげることができるよう、都道府県とも協力しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。」とあります。必要な支援につなげる「地域の支援フォローアップ体制」の本町の現状と、医療や福祉、教育面での課題、また改善への取り組みを伺います。

(3) 切れ目ない保育を進めるため育休退園の廃止を

本町では、上の子が2歳未満で次に子どもが誕生した時、育児休暇を取得すると上の子は退園することになります。0歳児から2歳児の就園率が増えている中、切れ目ない保育の実施を行うことで、東浦町で安心して子育てできると魅力を感じてもらおう一つになると考えます。

2歳児未満の育休退園を廃止するよう求めますが、見解を伺います。

【参考資料】町立保育園への入園状況（東浦町立保育園の今後のあり方より）

■町立保育園の就園率

（単位：％）

年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
2017	2.0	20.0	24.0	81.1	84.6	85.9
2021	2.1	20.6	27.9	78.3	84.4	85.0
2024	9.7	25.9	33.8	74.9	80.9	84.3

出典：ひがしうらの児童福祉（各年度4月1日） ※就園率は、園児数/人口